

環境だより

「山、川、海、人が共生する元気なまち 津」をめざして

平成28年4月1日発行

平成28年 第2号

環境政策課

TEL 229-3139 FAX 229-3354

津市リサイクルセンターに遊びに来てください

自然公園で季節の変化を探してみませんか

津市リサイクルセンターでは、誰でも利用できる自然公園を併設しています。外周およそ1kmの遊歩道を備え、地形を生かした広場や見晴らし台なども整備。いくつものコースを自由に散策でき、多くの樹林や生き物などと触れ合いながら四

季折々の自然の変化を感じることができます。

また自然公園の入り口にあるビジターセンターは、公園利用者の休憩スペースとして利用できます。ビジターセンターでは、今後、自然公園を利用した自然観察会などを開催していく予定です。



**環境学習センター(管理棟2階)
工場棟見学エリア**
利用時間 9時～17時
休館日 月曜日・年末年始(12/29～1/3)
問い合わせ TEL 237-1185 FAX 237-5385

ビジターセンター
利用時間 8時30分～17時15分
休館日 年末年始(12/29～1/3)
問い合わせ TEL 237-5377

トイレ 駐車場



4月1日から変わりました!ごみの出し方

1. ペットボトルの収集が月1回から月2回に

近年、ペットボトルは飲料用だけでなく、調味料の容器などに幅広く使われるようになったこともあり、集積所には大量のペットボトルが積み上がっています。特に夏場はペットボトル飲料の消費も増え、置き場に困る家庭も多いようです。そこで、月1回だった収集を4月1日から月2回に

増やしました。ペットボトルを出す時は、次のことを守って出してください。



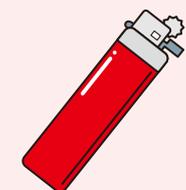
- ★  マークがついたボトルが対象です。
- ★必ず中身を使い切り、きれいにしてから出してください。
- ★キャップ、ラベルは取り外して容器包装プラスチックに出してください。
- ★透明または半透明の袋に入れて出してください。



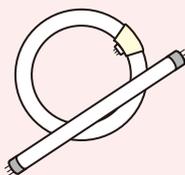
2. 危険ごみという分別区分が新たにできました

危険ごみの対象になるもの

- ★収集は3カ月に1回
- ★卓上カセットボンベ・スプレー缶は穴を開けずに出せます ※ただし、穴を開ければ金属の日に出せます



使い捨てライター



蛍光管



乾電池

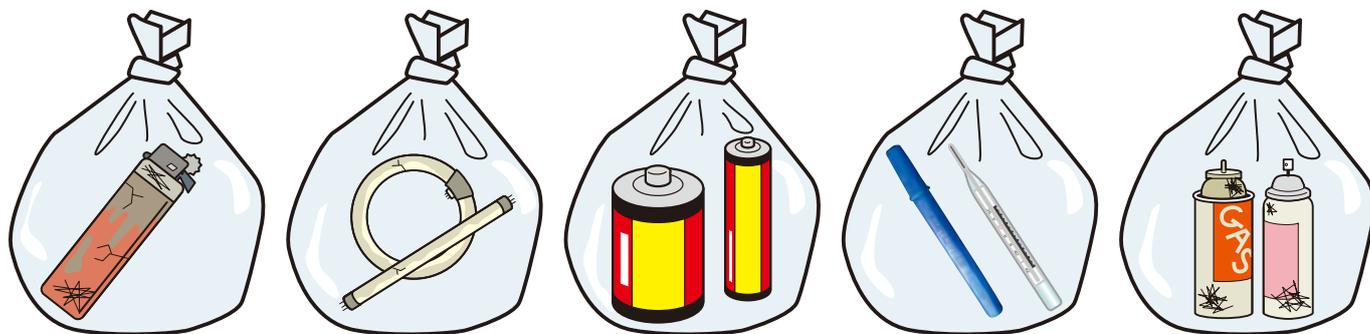


水銀式体温計



スプレー缶
卓上カセットボンベ

危険ごみは品目別に分別を! 他のごみと混ぜないでください



- ★透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ★スプレー缶、使い捨てライターはできる限り中身を使い切ってください。
- ★蛍光管は割れないように、入っていた箱や筒もしくは透明または半透明の袋に入れて出してください。
- ★水銀式体温計は割れないよう、なるべく専用の容器に入れ、透明または半透明の袋に入れて出してください。専用の容器が無い場合は、透明または半透明の袋に入れて出してください。

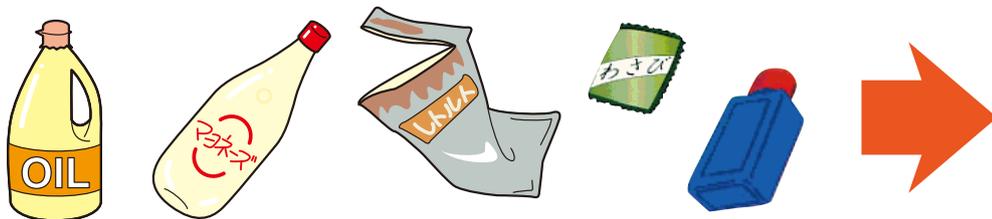
3. 容器包装プラスチックの汚れが取り切れない場合は燃やせるごみの日に出してください

汚れの取り切れない容器包装プラスチックはリサイクルすることができません。

4月1日から、汚れが取り切れないものは燃や

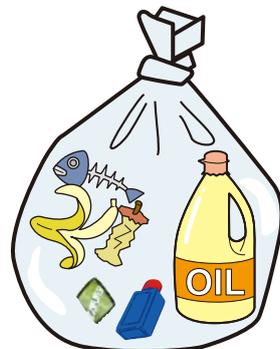
せるごみとして処理することになりました。そのため家庭での分別時から、燃やせるごみとして出してください。

■ 汚れが取り切れない容器包装プラスチック



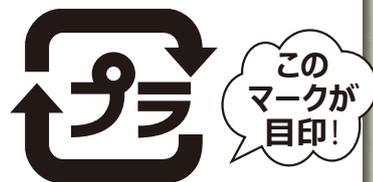
- ★マヨネーズ、ケチャップ、歯磨き粉などのチューブ類、食用油のボトル、レトルト食品袋、しょう油の容器、わさびの小袋など

燃やせるごみ



■ 容器包装プラスチックの対象になるもの

- ★中身の商品を使用後、空になったプラスチック製の容器や包装
- ★フタやキャップなど、容器や包装の一部になっているもの
- ★商品の保護または固定に使われているもの、フタやトレイに準ずるもの



■ 中身を使い切って、汚れを取り除いてから出す



麺や具が残ったら、不要になった紙などで拭き取ってください。



残った菓子のかけらが付いていたら、落としてください。



リサイクルに支障があるため二重袋で出さないでください

4. 分別区分、出し方が変更になる品目

使用済み使い捨てカイロの分別区分



燃やせないごみから ➡ 燃やせるごみ

布団の出し方

わたとシーツを分けて出すことになっていましたが...



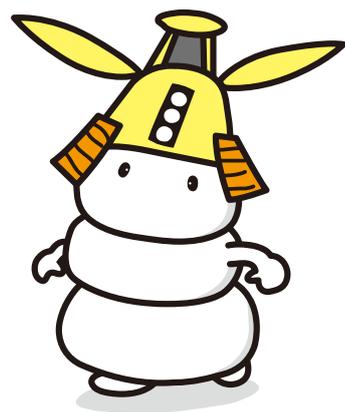
しば縛って透明または半透明の袋に入れて燃やせるごみの日に



5. ごみを出す曜日が変更

新たにできる危険ごみの収集やペットボトルの月2回収集に伴い、4月1日から、ごみを出す曜日が変わる地域があります。詳しくは「平成28年度家庭ごみ収集カレンダー」をご覧ください。

また、品目によっては収集時間が変わることもありますので、「収集日当日の決められた時間までに」「決められたものを」「決められた場所に」出してください。



■ごみの分別・リサイクル・ごみ収集・集積所に関すること

地 域	問 い 合 わ せ	
津地域	津市リサイクルセンター	☎237-5372
	環境政策課	☎229-3258
	環境事業課	☎237-5311
久居地域	久居総合支所地域振興課	☎255-8843
河芸地域	河芸総合支所地域振興課	☎244-1706
芸濃地域	芸濃総合支所地域振興課	☎266-2516
美里地域	美里総合支所地域振興課	☎279-8119
安濃地域	安濃総合支所地域振興課	☎268-5517
香良洲地域	香良洲総合支所地域振興課	☎292-4308
一志地域	一志総合支所地域振興課	☎293-3008
白山地域	白山総合支所地域振興課	☎262-7017
美杉地域	美杉総合支所地域振興課	☎272-8085

■施設・自己搬入に関すること

施 設	問 い 合 わ せ	
西部クリーンセンター	環境施設課	☎237-0671
クリーンセンターおおたか		
津市リサイクルセンター		

津市ごみ一時集積所設置等事業補助金制度

自治会が管理するごみ一時集積所の設置工事等に要する費用に、補助金を交付します。

なお、平成28年4月1日から制度の一部が変更になりました。

補助金額

- 設置工事…補助対象事業費の3分の1(1箇所当たり1万円以上のものに限る)
- 改修等工事…補助対象事業費の3分の1(1箇所当たり5万円以上のものに限る)

※設置工事、改修等工事ともに補助金は1箇所につき15万円を限度額として、前回の補助対象工事から3年以上経過していること。



申し込み・問い合わせ

設置および改修等工事を行う前に環境事業課または各総合支所地域振興課に相談の上、所定の申請書類を提出してください。

問い合わせ 環境事業課 ☎237-5311 FAX 237-0079 各総合支所地域振興課